

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第1回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成26年5月21日（水） 16時00分から 17時10分まで
開 催 場 所	別館4階 第4委員会室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：鶴島委員、岡委員、小野委員、木下委員、清水委員 原田委員、福山委員、藤本委員、嶺倉委員、山下委員
欠 席 者	委員：恩地委員
案 件 名	議案1. 審議会の会長及び副会長の選出について 議案2. 景観条例において規定する専門部会の委員の選出について 議案3. 審議会の運営要領等の改正について 報告1. 枚方市景観アドバイザーについて 報告2. 屋外広告物調査等について 報告3. 景観法に基づく届出に関する事項について
提出された資料等の 名 称	次第 議案1. 枚方市景観条例（抜粋）及び枚方市附属機関条例（抜粋） 審議会委員名簿 議案2. 景観条例において規定する専門部会の委員の選出について 議案3. 枚方市景観審議会運営要領（案）及び新旧対照表 枚方市景観審議会傍聴要領（案）及び新旧対照表 報告1. 枚方市景観アドバイザーについて 報告2. 屋外広告物調査等について 報告3. 景観法に基づく届出に関する事項について 平成25年度第7回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	1. 会長、副会長の決定（会長：吉川委員、副会長：下村委員） 2. 専門部会の委員は学識経験者等とすることで承認 3. 運営要領及び傍聴要領は改正案で承認
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0 人
所管部署 (事務局)	都市整備部 都市整備推進室

1 開 会

事 務 局： お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第1回枚方市景観審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

まず、始めに委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は13名でございますが、本日は12名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく委員総数の過半数に達しております。したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、会議録の署名人については、昨年度の取り決めにあわせ、五十音順で、今回は吉川委員と鶴島委員をお願いいたします。

それでは本審議会の開催に当たり、市を代表しまして、戸野谷都市整備部長より、ご挨拶を申し上げます。

戸 野 谷 部 長： 都市整備部長の戸野谷でございます。

平成26年度第1回枚方市景観審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、平素より本市行政に何かとご支援とご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。また、何かとお忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

昨年度は委員の皆様には、景観計画、景観条例の策定に向け、各分野にわたりご意見とご助言をいただき、無事施行することができました。これもひとえに委員の皆様のおかげと心より感謝をいたしております。

さて、本市は今年度より中核市となり、景観行政団体となりましたので、良好な景観形成をより一層推進していくために、市民・事業者・行政が互いに連携をしながら、一体的に景観形成に取り組んでいく考えでございます。

また、審議会につきましても、名称を改めるとともに、より広い分野から専門的なご意見をいただくため、新たに法律、色彩、屋外広告物事業者の各分野からそれぞれ委員に加わっていただきました。

とりわけ、都市景観の形成における景観法と屋外広告物法は密接に関係してまいりますので、今年度も昨年と同様に幅広いご意見とご助言をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさ

させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、各分野からご就任いただいております、本委員会の委員の皆様と市の担当職員を紹介させていただきます。お手元の配席表をご覧ください。配席表に沿って、ご紹介させていただきます。

居住環境の分野から、岡委員でございます。

歴史・文化の分野から、鵜島委員でございます。

デザイン・景観・色彩の分野から、藤本委員でございます。

法律の分野から、清水委員でございます。

行政の分野から、嶺倉委員でございます。

環境デザイン・景観工学の分野から、吉川委員でございます。

観光の分野から、小野委員でございます。

建築の分野から、福山委員でございます。

屋外広告物の分野から、原田委員でございます。

市民委員として、山下委員でございます。

同じく市民委員として、木下委員でございます。

緑地環境・造園の分野から、下村委員でございます。

続きまして、市の担当職員を紹介させていただきます。

都市整備部都市整備推進室長の太田でございます。

都市整備推進室課長の松下でございます。

都市整備推進室の山名でございます。

都市整備推進室の古川でございます。

最後に私、都市整備推進室課長代理の土井原です。よろしくお願いいたします。

なお、商業分野の恩地委員は、本日所用のため、ご欠席でございます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。本日の資料につきましては、議事次第、議案第1号資料として、枚方市景観条例(抜粋)及び枚方市附属機関条例(抜粋)、枚方市景観審議会委員名簿。議案第2号資料として、景観条例において規定する専門部会の委員の選出について。議案第3号資料として、枚方市景観審議会運営要領(案)及び新旧対照表、枚方市景観審議会傍聴要領(案)及び新旧対照表でございます。

次に、報告第1号資料といたしまして、枚方市景観アドバイザーについて。報告第2号資料として、屋外広告物調査等について。報告第3号資料

として、景観法に基づく届出に関する事項について。参考資料といたしまして、前回の会議録であります、平成25年度第7回枚方市都市景観審議会会議録となっております。

次に、委員の皆様の氏名を記載させていただいてます用途地域図。同じくファイルとじになっております、枚方市景観計画、枚方市景観条例。最後に、青い冊子の枚方市都市景観基本計画でございます。

過不足等ございませんでしょうか。

資料につきましては、以上でございます。なお、氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会で使用しますので、お持ち帰りされないようお願いいたします。

2 議 題

事 務 局： それでは、議案第1号の「審議会の会長及び副会長の選出について」事務局より説明をいたします。

事 務 局： それでは、最初に議案第1号「審議会の会長及び副会長の選出について」事務局より説明させていただきます。すみませんが、座って説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。枚方市景観条例及び枚方市附属機関条例の関連箇所の抜粋をつけさせていただいておりますが、これらの条例により本審議会が設置され、組織や運営に関して規定されております。

資料1-2をご覧ください。本審議会の委員名簿をつけております。昨年度から引き続いてお願いすることとなる10名の委員の皆様と、今年度より新たに3名の委員の皆様に加わっていただき、合計13名の委員の皆様で審議をお願いすることになりました。本当に快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

資料1-2の委員名簿の任期とあります右端の欄をご覧ください。その欄に括弧書きで「新任」とありますのが、今回新たにご就任いただきます委員の皆様でございます。新たな分野からは、藤本委員につきましては、デザイン・色彩の観点からご意見をいただきたく、新たに加わっていただいております。2人目の清水委員につきましては、法律の専門家の立場としてご意見をいただきたく、新たに加わっていただいております。3人目の原田委員につきましては、大阪屋外広告美術協同組合の理事長を務められており、より幅の広い観点からご意見をいただきたく、ご就任いただい

ております。また、行政の分野からの嶺倉委員につきましては、大阪府の人事異動に伴いまして、前任者にかわり、本年度よりご就任いただいております。

資料1-1の枚方市附属機関条例第4条第2項に、「会長及び副会長は委員の互選によって定める」とございますので、本日の議案としております。それでは、議案第1号、枚方市景観審議会の会長、副会長の選出についてお諮りしたいと思います。

事務局といたしましては、前年度から継続した事案もありますので、引き続き吉川委員に会長、下村委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

事務局： ありがとうございます。それでは吉川会長、下村副会長、席の移動をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、この後の議案の進行につきましては、吉川会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

吉川会長： それでは、新しく景観審議会ということになりましたので、一言ご挨拶をというふうに考えております。

図らずも私、前の前の委員会になります都市景観形成委員会、ちょっと今は何年かというのは思い出せないぐらいの期間ですが、都市景観形成委員会の委員になりまして、そのときに委員長を拝命しまして、それ以来、景観行政、いろいろ事情があって枚方は進んでこなかったんですが、前回の都市景観審議会で、基本計画の改訂や、あるいは景観計画を定め、今皆様のお手元でございます。その結果、景観条例も施行されたということで、新たに4月以降から景観審議会ということで、私自身、都市景観形成委員を引き受けさせていただいたときには、景観条例が施行できるまで何とか頑張るというふうに思っていたんですが、図らずも引き続き会長をやるということで、まだしばらく現役でおりますので、その間はお手伝いさせていただこうかというふうに考えております。

今年度も、今日も議題が上がっていると思いますが、重要な事項が山積しておりますので、委員の皆様、よろしくご協力のほどお願いいたします。ありがとうございます。

下村副会長、一言。

下村副会長： 下村でございます。景観を勉強しだして三十数年、やっと日の目を見て十何年、本市でもこういうふうにちゃんと条例にのっとった形で景観計画ができて、また新たな再スタートというようなところで、またここへ来させていただくことにありがたく思っております。

非常に微力ではありますが、会長を補佐して、枚方市のより良い景観事業について、少しでもご協力できればというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉川会長： それでは、本日の残りの2つの議案につきまして、審議会を進めてまいりたいと思います。

まず始めに、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づいて、本日の審議会は公開とさせていただきますが、ご異議はございませんでしょうか。

吉川会長： それでは、ご異議がないということで、本日の審議会は公開させていただきます。

ここで、本日、傍聴者はおられますか。

事務局： 本日は、傍聴を希望される方はおられません。

吉川会長： ありがとうございます。

それでは、このまま審議を進めてまいりたいと思います。審議案件第2号「景観条例において規定する専門部会の委員の選出について」事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号「景観条例において規定する専門部会の委員の選出について」事務局より説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。1の「専門部会を設置する目的」としましては、枚方市景観条例において、市長が景観法に基づく処分等を行う際に審議会の意見を聴くこととなっており、その際には、専門部会の議決により、審議会の決議とできることとなっています。

次に、2の「専門部会で意見を聞く事項について」です。括弧1から4までのとおり、処分等に当たるもので、勧告に正当な理由なく従わない者

の氏名等の公表や規定による変更命令、景観重要建造物または景観重要樹木の原状回復命令等や規定による勧告について、処分等を行うことについての審議をしていただく委員を選出するものでございます。

次に、3の「専門部会の構成」についてですが、専門部会は、法律または景観に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員で構成され、専門的に検討していただくこととなります。

このため、委員構成につきましては、表のとおり、学識経験の分野から、吉川委員、岡委員、下村委員、鶴島委員、藤本委員を、法律の分野からは清水委員を、行政の分野からは嶺倉委員をそれぞれ選出したいと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

吉川会長： それでは、ただいま事務局より説明がありました件について、ご確認をしていただきたいと思います。何かご意見、ご質問等、ございますか。

吉川会長： では、特にご意見、ご質問はないようですので、専門部会の委員については、原案どおり選出されたということといたします。

専門部会に選出された委員の皆様には、これからもご協力のほどよろしく申し上げたいと思います。

それでは、次の議案に移りたいと思います。審議案件第3号「審議会の運営要領等の改正について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第3号「審議会の運営要領等の改正について」事務局より説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。枚方市景観審議会運営要領（案）ですが、まず、次のページの横版になっている新旧対照表をご覧ください。表の右側が改正前の内容で、左側が改正後の内容となります。その中で、下線の箇所が改めるところでございます。

まず始めに、名称ですが、平成26年4月1日施行の枚方市景観条例において、審議会の名称を枚方市景観審議会としましたので、名称変更をしております。

次に第1条ですが、枚方市景観条例第37条で審議会を設置しましたので、その旨、条例の規定に整合させたものでございます。

3つ目に、一番下の附則の箇所ですが、この要領は本日平成26年5月21日から施行すると新規に加筆しております。このページでは、以上の3点が改正点でございます。

次に、裏面のページをご覧ください。左の上の表で、諮問事項（勧告、公表、変更命令等について）と題しております表に、先ほどの議案2で説明させていただいたとおり、新たに処分等の審議をしていただく専門部会として、7名の委員の皆様を枚方市景観審議会運営要領に追加させていただいております。

次に、下の表をご覧ください。下の表は、諮問事項（枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について）とありますように、これまでどおり、本市の地域特性を踏まえた規制・誘導のあり方について、特に専門的な検討を集中的に行っていただく場合に開催する部会であります。

この部会につきましては、今年度より、屋外広告物等のデザイン・色彩の観点から藤本委員、また行政の立場から嶺倉委員に加わっていただき、より一層幅広いご意見をいただきたいと思っております。

次に、資料3-2をご覧ください。枚方市景観審議会傍聴要領（案）でございますが、まず次のページの横版になっております新旧対照表をご覧ください。先ほどの表と同じつくりつけになっております。

1つ目は、名称の変更でございます。

2つ目は、5番目の閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと、その下の行には、従前は括弧書きでしたが、括弧を削除したものでございます。

次に裏面をご覧ください。傍聴希望者の方へと題しておりますページについても、先ほどと同じように名称変更と括弧の削除でございます。

枚方市景観審議会運営要領（案）及び枚方市景観審議会傍聴要領（案）について、資料のとおり改正したいと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。

それでは、まず始めに、ただいま事務局から説明がありました資料3-1の「枚方市景観審議会運営要領（案）」の件について、ご審議をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言のほどお願いしたいと思います。

ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

吉川会長： それでは、3-1の運営要領（案）については、お認めいただいたということで、次に、資料3-2の「枚方市景観審議会傍聴要領（案）」について、ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。

これも基本的には字句の訂正と資料について、正式に認めるという方向ということでよろしいでしょうか。

吉川会長： それでは、ご意見等、不備ないようですので、この審議案件第3号の審議会の運営要領等の改正については、原案どおりで承認することとさせていただきます。

一応、以上で審議のほうはこれで終わらせていただきますが、続きまして報告案件が3件、用意されておりますので、報告案件のほうに移りたいと思います。

それでは、事務局より報告案件の説明をお願いしたいと思います。1つにまとめてやっていただければ。

事務局： わかりました。それでは、3つの報告案件につきまして、順次、事務局より説明いたします。

最初に、報告第1号「枚方市景観アドバイザーについて」について説明させていただきます。

報告第1号の資料4をご覧ください。本市では、景観法に基づく届出等に先立って、事業者が建築等に関する計画を進める際に、専門的知識を有する学識者などの方からなる景観アドバイザーの助言を聞くことができるように、景観アドバイザーの設置について、枚方市景観条例で規定しております。

枚方市景観条例の制定に伴い、事業者の良好な景観の形成に関する意識の高揚及び知識の普及を図り、これまで以上に多方面から、より幅の広い助言をいただくため、景観アドバイザーの人数を2名から3名へ変更します。

今年度より、本審議会委員の下村委員、藤本委員と、大阪府建築士会副会長の田中様にご就任していただいております。

なお、景観アドバイザー会議の開催予定は、年に3回から4回程度と想定しており、先日5月16日に第1回を開催しております。

続きまして、報告第2号「屋外広告物調査等について」をご説明いたし

ます。

報告第2号の資料5をご覧ください。屋外広告物調査の件につきましては、本年3月の第7回都市景観審議会におきましても、委員の皆様より多数のご意見をいただいております。その内容も参考に調査を実施したいと考えております。

最初に1の「目的」ですが、枚方市の地域特性を踏まえ、屋外広告物の規制・誘導のあり方について検討を行うため、市内の屋外広告物について実態調査を行うものです。

次に2の「経過」ですが、本市が本年4月に中核市に移行しましたことから、独自の屋外広告物に関する規制を行うことが可能となりました。しかし、大阪府から屋外広告物にかかる許可等の事務移譲を受けてから間もなく、市内の広告物の実態については、十分把握したとは言いがたい状況にあります。

そのため、本年4月に施行した、枚方市屋外広告物条例については、府内一律の規制・誘導を行っている府条例を参酌したものとなっております。今後、市域の屋外広告物の状況等につきまして、一定の現状把握をした上で、市独自の屋外広告物の規制・基準について検討を行うものでございます。

次に3の「実態調査の観点と主な内容」ですが、まず(1)の「観点」につきまして、実態調査を進めるに当たり、昨年度に改訂をしました「枚方市都市景観基本計画」を踏まえ、景観計画との整合を図ることが重要であると考えております。

このため、枚方宿地区や景観形成区域における景観軸としての道路や河川並びに東部景観区域を中心に、地域の景観特性や市街地環境の特性、また土地利用等を考慮した中で、屋外広告物の新たな規制の強化や緩和、誘導基準を検討するために実態調査を実施するものでございます。

次に(2)の「主な内容」ですが、1つ目は主要な道路、これは国道1号や第二京阪等でございます。河川、これについては淀川、穂谷川、天野川です。これらの周辺等での屋外広告物の設置状況。

2つ目については、大型商業施設、物販店、遊戯施設等の一般的に大きな看板を掲出されていると思われる用途の建築物の設置状況。

3つ目は、最近普及が図られておりますデジタルサイネージ等に見られる新たな広告媒体の設置状況。

最後になりますが、4つ目は、市駅周辺に見られる屋内からの広告物掲

出の設置状況で、これらを主な内容として進めてまいりたいと考えております。

次に4の「調査範囲（案）」ですが、景観形成区域である道路景観軸の主要な交差点などの部分や河川景観軸の部分、東部景観区域の部分、良好な低層住宅地域、主要ターミナル周辺を主に考えております。

次に5の「今後の進め方」ですが、調査委託事業を実施し、調査状況など適宜本審議会に報告を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、報告第3号「景観法に基づく届出に関する事項について」ご説明いたします。

報告第3号の資料6をご覧ください。最初に1の「景観形成基準について」ですが、景観計画で定める行為の制限事項について、一定の取り扱いを整理したいと考えております。

次に、2の「取り扱い」についてですが、(1)では景観計画に規定する行為の制限の適用除外の適用の一括基準の設定について、本市の景観条例においては「市長は行為の制限の適用除外の適用をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」と規定されております。一定の事例の適用除外の適用対象をあらかじめ設定することとして、今後、事例等を踏まえて一括基準の扱いを検討し、提案してまいります。

次に2の「サブカラー」についてですが、大阪府の基準を参考に運用基準を定めます。下の四角で囲ってあるとおり、色相は基準色の隣り合う系列までとし、彩度差は2以内をサブカラーとして認めることと取り扱ってまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。別表1の色彩基準、景観重点区域以外と書いているところをご覧ください。中ほどの網かけ部分ですが、サブカラーとは「外壁基本色に対して、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮する」と規定されております。

次のページのマンセル表色系と色彩基準をご覧ください。赤い四角の枠と、マンセル表色系と色彩基準をご覧ください。先ほどの説明に沿って、左の上から2番目の5 Yであれば、隣り合う系列までとなりますので、5 Y Rから5 G Yとなります。

次に、彩度は横軸ですので、太い線が外壁の基準色となり、その基準色より右に2以内のところまでが基準となりますので、例えば5 Y Rであれば8まで、5 G Yであれば4までが今後基本色との調和に配慮したサブカラーとして取り扱っていかうと考えております。

ただし、周辺の状況やアクセントカラーとの調和を考慮して、適宜判断してまいりたいと考えております。

以上が報告案件となります。よろしく願いいたします。

吉川会長： ただいまご説明のありました3つの報告案件について、1つずつ、ご意見、ご質問をお願いをしたいというふうに考えております。

まず、報告案件の1つ目の枚方市景観アドバイザーについて、何かご質問等ございますか。

岡委員： 景観アドバイザーと、それと景観法との関係というか、景観計画の関係とか、そのあたりの位置づけを教えてくださいたいと思います。

事務局： 景観アドバイザーにつきましては、良好な景観を担保する上で、より専門的な立場の方から、実際に建物なりその対象物ができるまでの事前の段階の中で一定のアドバイスをいただいて、それでより良い景観に配慮したものをつくっていかうというためのもので、景観条例にも位置づけされています。

岡委員： 景観アドバイザー会議、先ほど事業者と景観アドバイザーでというふうにおっしゃったのですけれども、そこには業者も立ち会われるのですか。

事務局： もちろん、はい。物件についてアドバイザーの方に助言を受けたいという依頼があって、それを受けて行政のほうでアドバイザー会議の開催の準備をして、それで会議を実際に行います。会議の中で実際アドバイスを受けて、事業者の方がそれを履行するなり参考にして、より良いものをつくっていかうということで進めております。

岡委員： 最近知ったんですけれども、私も事業者と話し合うのが流れと思っていたのが、ある行政では事業者とは絶対会わないで、行政がアドバイザーと話をして、行政がアドバイスをもらって、行政が指導するというやり方もあるということを知りまして、できたら一枚岩というか、アドバイスする内容を一連のものとして関係者が共有して、そして庁内でも、皆さんが共有できるような形になるのが望ましいと思いますので、そういうふう立ち会うことができるとか、それぞれ事前にしっかりと打ち合わせるとか、

そのあたりのこともしていただけたらなと思います。これは意見です。

事務局： はい、わかりました。ありがとうございます。

原田委員： 大阪府の審議会で、屋外広告物の部会でも実施しています。例えばデジタルサイネージの彩度は昼間と夜の見え方が違うので、やっぱり実際にされているところのアドバイスを。多分、色やデザイン性が非常に詳しい方だと思いますけど、やっぱり事業者さんのほうでそういうふうな細かいところを、ある程度私どももアドバイスできるかなと思ったりするので、またそういう機会があれば言っていただければと思います。

事務局： はい、ありがとうございます。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

下村副会長： 先ほど、審議会に対する傍聴要領が出ていましたけど、専門部会と、それからアドバイザー、これは傍聴はどうですか。

事務局： まず、専門部会ですけれども、これにつきましては審議会のもとにある部会ということになりますので、同じルールを採用いたします。

下村副会長： 専門部会の正式名称は、枚方市景観審議会専門部会、これが正式名称ですね。

事務局： そうです、はい。それとアドバイザー会議、こちらにつきましては非公開という形で進めさせていただきます。

下村副会長： ありがとうございます。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

それでは、本審議会の委員のお二方がアドバイザーをお務めいただいているということになります。アドバイザー会議、あるいはその運営等について、行政のあり方も先ほど岡先生のほうからお話がありました。よろしくお話をしたいと思います。

それでは、報告事項について認める、認めないもありませんので、報告案件の2のほう、屋外広告物調査について、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

藤本委員： 質問ですけれども、調査というところかなり大がかりで大変かと思うのですけれども、今のところどのぐらいの割合で違法があるというふうにつかまれているのでしょうか。

事務局： 本市では、つぶさな実態というのは、正直まだ把握しきれていないわけでございますけれども、これは大阪府下の中核市でございますが、そこでやられた実態をご紹介しますと、全体の中で申請が出されているというのがおよそ4分の1という実態が報告されております。恐らく、大阪府にお聞きしたとしても、そういった水準にあるのではないかというふうに考えております。

吉川会長： 全体の4分の1が問題ありということですか。

事務局： いえ。申請が出されて許可されているのが、全体の4分の1です。残りの4分の3が直ちに違反ということではなくて、手続だけが漏れているものもありましょうし、実態としての違反もあろうかというふうに思います。

藤本委員： 枚方市の現状がわからないんですけれども、かなり厳しいのかなと思いますけれども、調査のためのご予算がおありになっているのだと思います。

事務局： 全域ローラーで全部というのはなかなか難しいので、やっぱりピンポイントで、特に景観軸などを中心にして、特に交差点付近であるとか、そういうところを中心に、可能な限り調べていこうと思っています。

原田委員： 大阪府でもいろいろと屋外広告物についてやっていて、やはり4分の3以上にそういうふうな把握をされてない部分がある。やっぱり行政も絶対人数が非常に少ないので、今、京都市では9月1日から施行を目指して100人体制でやられていますので、相当厳しい。逆にこれからも京都のほ

うにも業界としていろいろ協力させてもらっている。我々自身も、大阪と近畿と全国の、国交省といろいろ決めて業界のそういうふうな自主的なインフラづくりを、今一生懸命やっています。それから、それに合わせて行政の方ともいろいろとお話させてもらっていますので、その点は業界としても申しわけないと思う部分もあります。しかし、看板づくりは簡単にインクジェットでできて、30年前は筆とペンキで、大体絵描きさんや画家を志望された絵心のある方が看板屋さんをやられていたんですけど、今はもう絵も描けない、文字も書けない、パソコンで全部つくってもらおうという時代になってますので。それからその他大勢たくさんいますので、その辺やっぱり少し業界としてもある程度統制していかなあかんというのは非常に感じております。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

山下委員： 言葉で、ちょっと理解できない言葉がありまして、ラッピング広告というものとデジタルサイネージという2つの広告の媒体ですが、これはいかなるものか、どなたかご説明いただければありがたいんですけど。

原田委員： ラッピングと言って、普通、容器やああいうようなものをラッピングする。それから車なんかをラッピングすると言ったら、車のいろんなシートで貼っているのも、ああいうのもラッピング。ビルラッピングなんかも、ビルもやっぱりある程度条例やいろんなのに、ビルの表面の何分の一までとか、そういう広告をラッピング広告と僕らの業界では言っています。

そして、デジタルサイネージが、今はやりのLEDを使った電球の、これ本当は看板ですけど、僕らの業界ですけど、これのコンテンツづくりを看板屋がせいと言ったらみんなちょっと首をかしげるから、今ITの方が全部いろいろコンテンツづくりしている。それから、広いいろんな意味で、今までの区割りじゃなしに、広い分野でみんな関わっていつているのが、今の現状ですね。技術がどんどん進化していつているので、非常に変わっていつているものですね。だから、ラッピング自身はラップするということ。車の車名を入れたり、派手な車もありますので、その辺をラッピング広告というふうに言います。

山下委員： 具体的にこれやと言ってもらえれば理解できそうです。

吉川会長： よくバスなんかには、いろんな広告が大きく描いていたりします。

事務局： 京阪電車でしたら、トーマスとかも。

藤本委員： 昔は描いていたんですよね。だから、塗っていたわけですよ。そうじゃなくて、今シートで印刷できますので、それをドライヤーで伸ばして貼るのですね。だから、ラップ。

吉川会長： だから、貼りつけちゃうのですよ。

山下委員： デジタルサイネージというのは、建物にきらきらきらと。例えば何とかホテルによくありますよね。

藤本委員： 駅中もデジタルサイネージですね。ニュースとか。

山下委員： いっぱい電飾でこう出していますが、ああいうのもデジタルサイネージの中に入るわけですか。

原田委員： ネオンとまた区別されています。

山下委員： ネオンとは違うのですか。

原田委員： はい、そうです。グリコの看板、ありますね。あれが16年ぶりか、今度ネオンサインからLEDになる。だから、ネオンサイン業界からはいろいろクレーム出てきたり、だから時代とともにどんどん看板も変わっていつている。見た目はそんなに変わらないんですけど、そんな面では非常にどんどん進展しているという。

山下委員： ネオンサインとは、違うものだという事ですか。

原田委員： はい。だから、ネオン業界は今非常に、通天閣も日立のあれが今まではネオンサインだったんですけど、何年か前にLEDになって、ネオン組合からだいぶクレームがついて、少し残してくれということで、一部だけち

よこっとネオンサインが残っております。いずれは、多分なくなってしまうと思われるが。

吉川会長： 山下さん、デジタルサイネージというのは要するにデジタルなので、ディスプレイが大きく看板になったとあっていただいたらいいと思います。液晶ディスプレイが大きくなったと。ですから、全部コンピューター制御でいろんなもの、例えばタイミングを図りながら順番に出してきたりということができるような代物です。

原田委員： 普通の看板、僕らがつくっていた看板は、もうそれっきりでずっと年がら年中同じ絵柄ですけど、デジタルサイネージは電気でいろいろ画像を変えられていくというか、極端に言ったら動く看板ですか。

山下委員： さっき言われたグリコのは、これもデジタルサイネージには該当するのですか。

原田委員： そうですね。

山下委員： 今回の調査は、屋外広告物のネオンサインは対象ですか。

事務局： それは一応。派手で、大きく、目立つものというのは対象としたいです。

山下委員： 枚方市駅の周りにデジタルサイネージというのは、ありやなしや、どうなのですか。

下村副会長： デジタルサイネージというのは、皆さんお話しされているように、コンピューターで看板の内容がぐるぐる変わったり、グリコが走り出したりできるような形というのが、やっぱりこれからの広告だというふうなことで、かなり今、注目されつつあるのですが、実はお金がかかるんですね。IT産業もそこへ加入してきたりとか、そういうわけで、都市としても一緒に、大阪府もお手伝いしていますし、大阪市も一緒にやらしてもらっているのですが、やはりそれだけの投資効果があるところでない、なかなかそういう看板、デジタルサイネージを導入するというのが、逆に無駄なんですね。だから、本市がどのあたりにあるのかというのが、これだけで見

ても、まちの賑やかさの尺度という意味で、そういうこともあって、中核市のほかの市と調査項目を合わすというのは非常によくわかるのですが、これを都心部と同じような調査をやると、かなり件数が出てこないはずなんです。ですので、やっぱり本市の実情に合わせた、駅周辺であるとか、幹線であるとか、というふうなところを、調査項目を合わせて、これらの業者発注、調査項目の選定と発注をかけて実情を見ないと、ゼロ、ゼロ、ゼロ、うちはいいですという話になっちゃうので、そうならないように、非常に細やかな調査項目の設定と具体的な調査が大切になってくよいかとは思っています。

事務局： 前回の審議会の中で、委員から、こういった先進的な広告物については、先手先手でいろいろ対策を考える必要があるのではないかと、こういうようなご意見をいただいていたところで、そういった観点から本市としては主要ターミナル、あるいは大きな交差点といったところを重点に調べようかというふうに考えております。

例えば、以前、バスの停留所に今ご紹介あったようなものはどうかという、これはそのときの紹介では、例えばフランスのシャンゼリゼ通りなんかでもあるんですよと、こういった宣伝もされていたかというふうに思うのですけれども、必ずしもデジタルサイネージだからだめという立場ではなくて、一体その実態と景観上どのような問題があるのかというようなことをあらかじめ予防的に我々が観測していくと、こういうことが大事じゃないかというふうに思ったと思います。

原田委員： 2の主な内容の4番、屋内からの広告物掲出の設置状況。屋外というか、ガラスの外側にあったら屋外広告になるので、それは屋外広告の法令で取り締まり、そうしたら屋内に貼っていて透明のガラスがあって、これは屋内になってしまうというふうな、その辺の微妙なところで今、業者もいろんな、また行政のほうも今いろんな検討をされてるというふうに、そういうふうなある意味のせめぎ合いみたいなのところもあるので、ですから、どこまでどういうふうに決めていくかということです。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

岡委員： 少し気になったんですが、調査範囲のところ、ほかのところはほとん

ど景観の重点というか軸とか、そういうところになっているんですけど、調査範囲に、1つ、良好な低層住宅地域と書いているんですけど、これは何か理由があるのですか。

事務局： これも前回の審議会の中で、少しご説明させていただいた箇所の1つなのでございますけれども、本市は禁止区域が一低層ということになってございます。これについては、大阪府条例を参酌してという中で、そうした規制を始めているということではございますが、ご存じのように非常に良好な住宅街が枚方市域、結構ございます。その中には、例えば、用途地域が二低層であったとしても、一低層の中に囲まれている場所であるとか、一団として二低層が存在していて、ほぼ屋外広告物に限れば一低層と同様な状況が見受けられて、非常に地域からも良好な住宅地として受け入れられている、そうした地域が幾つかあるのではないかと、こういう問題意識を持ってございまして、そういった観点から調査をいたしまして、結果を踏まえて禁止区域の拡大ということも1つ視野に入れたいというふうに考えているわけです。

岡委員： ありがとうございます。

山下委員： 調査はもう予算がついているのですか。

事務局： はい、おかげさまで。

山下委員： 幾らつきましたか。

事務局： 1000万円です。

吉川会長： よろしゅうございますか。

それでは、報告案件の2については、今もお話ありましたように、前回、すなわち前年度末、この3月18日に開催いたしました審議会で、屋外広告物条例の改正を視野に入れました広告物の実態調査を行うというご説明がありました。今日のご報告では、予算がついて実際に調査に入るということで、これに向けて前回でも多数のご意見をいただいております。その中であったご意見を参考にさせていただき、また今日のお話も参考にしてい

ただきながら、かつ、調査がある程度進んだ時点で、当審議会にご報告いただくということで進めていただきたいというふうに思っております。

それでは最後に、報告案件の3について、景観法に基づく届出に関する事項について、ご質問、ご意見等はございますか。

適用除外の適用、これ、清水先生にお伺いしたいのですが、何か難しい用語で。

今後の話がありますので、なかなか今、ご意見というのは出てこないかもわかりません。

原 田 委 員： よろしいですか。大阪で、そこで審議になられているものがあるのですが、駅前の歩道橋は公共物で、そういう広告は全部条例ではだめだということで、そして、それが逆に良い広告の媒体をつけられる、そして市の財源をつくりたいということで、それで逆にそこにつけられるように条例を改正したり、去年、おとしですか、携わらせていただいております。

吉 川 会 長： ほかにご意見は。

事 務 局： 今の原田委員のご指摘について、ちょっと補足をさせていただきますと、いわゆる陸橋など、一般的に禁止されておりますが、ネーミングライツというようなことで、これは大阪府の屋外広告物条例の中でもそういった制度で容認されている部分でございまして、本市の場合も実は権限移譲で中核市となるその前から、屋外広告物については大阪府の条例のもとで施行してきた経過もございまして、今般の本市としての屋外広告物条例の中でもネーミングライツの制度としてはつくっております。ただ、非常に、ご指摘のように、バランスをとらなければならないと、こういった分野でもございますので、例えば、そこに仮に掲載するにしても、デザイン性とか等々を検討しなければならない課題は多いのかなというふうに思っております。

吉 川 会 長： ほかにございませんでしょうか。

下 村 副 会 長： 先ほどの調査の取りまとめの方法ですけども、その場所で集計されていくのか、道路単位で沿道がどうなってるのかというのを集計されるのか、その単位をどうするのかというのを計画するときちょっと考えておかな

ければならない項目なんですね。現場の様子を、写真撮ってきたりとか、実際の大きさを測ってきたりとかしながら、調査というのはお金があればできるのですが、全部単体でシートができて、このシーンはこう、このシーンはこうという話が、そういう原データができるのですが、それも道路単位でやると、例えば100メートルあたりでどうなっているのかとか、道路間で比較するときにはどういう指標で見ていくのかというような、ここへ出してこられるときのまとめ方ですね。ちょっとそれを工夫していただかないと、調査した項目が全部ずらっと並んでいても判断できませんので、どの単位ごとに集約していくか。例えば拠点となる駅周辺であれば、半径250とか、商業エリアの部分だけ取り出してくるのか、どんなふう集約しているか、これによってかなり出てくる数値なりが、マジックがかかったりしていますので、ちょっとそのあたりじっくりと、担当される調査の委託業者、そこの方々とちゃんと知恵を絞って、実情がちゃんと浮き彫りになるような形での集約という方法を期待していますので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

藤 本 委 員： かなり大きな額なので、調査におけるプロポーザルか何かはされるのですかね、業者の。

事 務 局： 普通の競争入札で考えています。

藤 本 委 員： 本当はできれば、どういう調査項目で、どういうアウトプットをしますというところで競争していただくほうがいいかと思いますね。何十万、何百万ぐらいだったらいいですけど、と思いました。滋賀県でもそういう調査をさせていただいたときに、やはりきちっと、どういう手段で、どういうアウトプットになるかというところまでご提案いただいて、面接までした上で決めましたので。

事 務 局： いろいろ情報提供いただき、参考にしたいと思います。

吉 川 会 長： 一応まとめさせていただきますけど、今また注文が2つつきましたので、お願ひいたします。

手元の報告3件のうち、報告案件の3のほうは景観法に基づく届出に関する事項で、1つ目のほうは今後事例を踏まえて、審議会のほうにご提案

をいただくというお話。もう一つは、サブカラー認容ということですが、こちらのほうもご意見等ございますか。

吉川会長： それでは、特にご意見ないようですので、ご確認いただいたということにさせていただきます。

3 閉会

吉川会長： それでは、以上をもちまして、審議と報告はこれで終わらせていただきます。

最後に、太田都市整備推進室長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

太田室長： それでは、閉会に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、景観審議会としての第1回の審議、ご質問、ご意見をいただき、まことにありがとうございました。

本日、ご報告いたしましたように、景観条例の適切な運用と活用を図っていくとともに、枚方市独自の屋外広告物条例を目指しまして、屋外広告物の実態調査及びその検討を進めてまいりたいと考えております。

この秋には、中間の報告ができるように努力いたしますので、委員の皆様におかれましては、今後とも何かとお力添えをいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

吉川会長： ありがとうございます。

それでは、本日は委員の皆様方、ありがとうございました。これをもって、審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。